

# 鵜川水系河川整備計画(原案)の説明会 議事要旨

日 時：平成20年10月14日(火) 18:00～19:30

場 所：むかわ町産業会館 2F 第3会議室

## 議 事 要 旨

### 1. 河川整備計画(原案)説明

事務局より、「鵜川水系河川整備計画(原案)」について説明。

### 2. 質疑応答

・計画断面の話は大体のみ込めた。防災、災害対応についてだが、飛行機などでは、一つのエンジンがダメになっても他のもので補完して大丈夫という、二重三重の安全を考えているということの本で読んだことがある。また、環境問題が騒々しく報道されているが、今後100年後のシミュレーションの結果、夏場の集中豪雨が多くなるというような話も聞いている。

鵜川でも2年前、1時間の集中豪雨により、あっという間に床下まで水が上がってくるようなところや、公共施設がダメージを受けたところもあった。従来では想像し得なかったような集中豪雨が来たときに、万が一堤防がやられても、遊水地などで代用し、被害をある程度防げるような考え方もあると思うが、そういう考えは今回の計画の中にはあるのか。それとも、あくまで現堤防で守るということなのか。

#### ・事務局

今回の河川整備計画(原案)では、河川整備計画の目標流量は、堤防整備と河道の掘削という大きく言うと二つの工事をして安全に流すという計画である。

堤防の計画高水位以上の水が流れた場合は、いつ破堤するか分からないため、河川整備計画(原案)では、そのような事態に対しては水防訓練などをして土のうを積み、破堤を防ぐ体制、あるいは監視カメラや巡視による危険箇所の早期発見、必要な避難ができるようにハザードマップで対応するということとしている。

国土交通省では、今後の地球温暖化に対応した治水対策について、社会資本整備審議会河川分科会で検討中である。

分科会では、川だけではなくて流域全体を使った対策についても議論がされており、全国的な方針がまとまったときには、河川整備計画もそれを踏まえて改める場合もあるかも知れない。

#### ・事務局

原案の30ページの下から7行目に、「一方、内水被害が想定される地域では、関係機関と連携し内水被害の軽減を図る。さらに、計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも、被害をできるだけ軽減するよう関係機関や地域と連携し」という記述があり、先ほどの説明のように水防団の体制や「危機管理体制の整備等必要な対策を講じる」と

いうことは盛り込まれている。ただし、ご質問の遊水地は、原案では設定はしていない。

・事務局

他にご質問やご意見のある場合は、募集用紙に記入の上、事務局までお送り下さい。

室蘭開発建設部のホームページでも意見の書き込みができるので、パソコンをお持ちの方はご活用をお願いしたい。

### 3. 今後の予定について

・事務局

10月28日まで原案の縦覧を行い、意見募集をしている。

11月にはむかわ町内で整備計画に関する公聴会を開催する予定である。公聴会では、関係住民の方々からの意見、流域委員会からの意見を参考に、整備計画（原案）の「原」というのを取り河川整備計画（案）というものを策定した後、北海道知事の意見を聞くなどの手続きを経た上で、北海道開発局長が整備計画を策定するという流れになっている。

原案の中の用語の意味などに関し、ご質問があれば、室蘭開発建設部治水課、あるいは苫小牧河川事務所に問い合わせただければ、回答したい。ご意見についてはメール、郵送、ファクスで室蘭開発建設部までご提出下さい。

河川は、治水、利水、環境の面で、むかわ町、流域にとって大きな役割を担っており、共有の財産であると考えている。地域の共有財産としての川づくりについて一緒に協力していくことが重要と考えているので、河川整備計画(原案)について多くのご意見をいただきたい。本日は遅くまでありがとうございました。

以上